

山口県報

令和6年
5月31日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課).....一
 - 土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課).....一
 - 土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....一
 - 土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課).....二
 - 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....二
 - 公告
 - 特別保護地区の指定の案の縦覧(自然保護課).....二
 - 選管告示
 - 政治団体の名称等.....四
 - 政治団体の異動事項.....五
 - 解散等に係る政治団体の名称等.....六
 - 資金管理団体の名称等.....六
 - 公安委公告
 - 一般競争入札の実施.....六
 - 雑報
 - 県報の正誤(令和六年三月二十九日山口県規則第二十七号)ほか三件.....七

山口県告示第百六十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有



害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和六年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
山口市緑町二二二九の二の一部
- 二 特定有害物質の種類
砒素及びその化合物

山口県告示第百六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第四百八十七号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
大小路(一)(3)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建設部土木河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和六年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
芦河内(一)(11)、大小路(一)(3)、西吉部(一)(38)、西吉部(一)(39)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建設部土木河川課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第百六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第四百八十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和六年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称
大小路(一)(3)
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建設部土木河川課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第百六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和六年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
芦河内(一)(11)、大小路(一)(3)、西吉部(一)(38)、西吉部(一)(39)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建設部土木河川課に備え置いて縦覧に供する。〕



(一〇三) 特別保護地区の指定の案の縦覧

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九條第一項の規定により、特別保護地区を指定したいので、同條第四項において準用する同法第二十八條第四項の規定により、当該指定に係る特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供します。

令和六年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 特別保護地区の名称
向島鳥獣保護区特別保護地区
- 二 特別保護地区の区域
向島鳥獣保護区の区域(面積 三二ヘクタール)
- 三 特別保護地区の存続期間
令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで
- 四 特別保護地区の保護に関する指針の案
(一) 特別保護地区の区分

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹の天然林を中心とした森林を有し、メジロ、トビ、ヤマガラ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

令和六年五月三十一日から同年六月十四日まで

六 縦覧の場所

山口県山口農林水産事務所

一 特別保護地区の名称

狗留孫山鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

狗留孫山鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 七七ヘクター

ル）

三 特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、スギ、カシ等の巨樹が生育する貴重な天然林及び多くの観光客が訪れる史跡を有し、エナガ、ヤマガラ、シジュウカラ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

令和六年五月三十一日から同年六月十四日まで

六 縦覧の場所

山口県下関農林事務所

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 特別保護地区の名称

青海島鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

青海島鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 六七ヘクター）

三 特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

森林鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹の天然林を中心とした森林を有し、オオバン、トビ、メジロ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

令和六年五月三十一日から同年六月十四日まで

六 縦覧の場所

山口県長門農林水産事務所

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県長門農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 特別保護地区の名称

指月山鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

指月山鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 二二ヘクター）

三 特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

(一) 特別保護地区の区分

身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、シイ、タブノキ等の常緑広葉樹の巨樹が大部分を占める天然林及び多くの観光客が訪れる史跡を有し、ヤマガラ、メジロ、ウミネコ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定

し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

令和六年五月三十一日から同年六月十四日まで

六 縦覧の場所

山口県萩農林水産事務所

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 特別保護地区の名称

田床山鳥獣保護区特別保護地区

二 特別保護地区の区域

田床山鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 八一ヘクタール）

三 特別保護地区の存続期間

令和六年十一月一日から令和十六年十月三十一日まで

四 特別保護地区の保護に関する指針の案

- (一) 特別保護地区の区分
森林鳥獣生息地
- (二) 指定の目的

当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、ヤマガラ、シジュウカラ、メジロ等の各種の鳥獣にとつて良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

五 縦覧の期間

令和六年五月三十一日から同年六月十四日まで

六 縦覧の場所

山口県萩農林水産事務所

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。）



山口県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出が

あった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和六年五月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出日 (年月日)
	氏名	公職の種類				
国民民主党 山口県第1区 総支部	野田 陽志	衆議院議員	野田 陽志	山口市平井/31/の15	政治資金規正法第79条の第1号に係る関係政治団体	令和6、15

政治団体の名称	代表者		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出日 (年月日)
	氏名	公職の種類				
のだきよし後援会	野田 陽志	衆議院議員	野田 陽志	山口市平井/31/の15	政治資金規正法第79条の第1号に係る関係政治団体	令和6、15
のだきよし政研会	〃	〃	〃	〃	〃	〃

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備出日 (年月日)
三分一幸治後援会	三分一幸治	三分一幸治	周南市横浜町/6番24号		令和6、3
しようのみわを励ます会	生野 美輪	生野 賢三	防府市国衛/丁目3番45号		〃 26
ひらやまよしかす後援会	平山 茂雄	平山ゆかり	周南市平和通り/丁目23番		〃 5

藤井直子後援会	神庭 哲郎	中村 修志	〃 西松原 4 丁目 2 番 29 号	〃	16
芳岡おさむ後援会	芳岡 統	芳岡 美幸	〃 光市島田 3 丁目 6 番 27 号	〃	8

山口県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七條第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和六年五月三十一日

山口県選挙管理委員会 会長 松本 泰史

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
			新	旧	
参政党山口第 1 支部	奥田 眞悟	代表者	奥田 眞悟	松本 明	令和 6、 4、 1
		事務所	宇部市松山町 5 丁目 4 番 33 号	宇部市大字川上 330 の 59 号	
参政党山口第 2 支部	藤元 紀子	代表者	井原 卓矢	森田 ゆかり	〃 〃 15
		事務所	玉野 信恵	本竹 泰史	
自由民主党阿知須支部	山本 浩二	代表者	山本 浩二	砂村 幹夫	〃 〃 3、23
		事務所	山口市阿知須 650 の 3	山口市阿知須 28 の 8	
自由民主党福栄支部	竹内 幸生	代表者	片山 和彦	藤田 路乃	〃 〃 2、10
		事務所	和田 和夫	徳見 秀明	
自由民主党山口県第三選挙区支部	林 芳正	代表者	伊藤 博文	川原 武文	〃 〃 4、1
		事務所	〃	〃	
日本維新の会衆議院山口県第 3 選挙区支部	伊藤 博文	代表者	伊藤 博文	〃	〃 〃 12
		事務所	〃	〃	
伊藤博文後援会	〃	〃	〃	〃	〃 〃 〃

入江さちえ後援会	入江 幸江	代表者	入江 幸江	周南市久米中 3 丁目 7 番 29 号	中野 光昭	周南市大字久米 1120 の 4 番 4 丁目 5 番 17 号	令和 5、 11、 20
岩田淳司後援会	岩田 淳司	事務所	〃	山口市吉敷下 東 4 丁目 5 番 5 号	〃	〃	令和 6、 4、 6
大橋町合志栄一を励ます会	古林 一成	代表者	古林 一成	古林 博敏	古林 一成	古林 義博	〃 〃 1
〃	〃	会計責任者	津田 博敏	古林 一成	古林 一成	〃	〃
岡たかこ後援会	大嶋 直隆	〃	吉田 順一	吉田 順一	國分 整	〃	〃 3、28
幸福実現党宇部後援会	有田 勇治	〃	植村 大生	植村 大生	相浦 慎治	〃	令和 5、 7、 30
末永よしみ新市創生会	末永 義美	〃	末永 義美	宇部市あすと びあ 3 丁目 4 番 15 号	末永 佳子	宇部市大字妻 崎 開作 950 の 1	令和 6、 3、 1
日本農業政治連盟山口県支部	関谷 英二	代表者	関谷 英二	関谷 英二	関谷 淳一	〃	〃 〃 4、〃
野村雄太郎後援会	野村雄太郎	事務所	山口市周布町 1 番 31 号	山口市幸町 3 番 13 号	酒田 三男	〃	〃 〃 3、30
林よしまさ宇部後援会	柳屋 芳雄	代表者	柳屋 芳雄	柳屋 芳雄	酒田 三男	〃	〃 〃 4、1
林よしまさ後援会	藤本 勝治	会計責任者	和田 和夫	和田 和夫	徳見 秀明	〃	〃 〃 〃
福田史江子後援会	赤松 現城	事務所	周南市新町 1 丁目 49 の 1	周南市松保町 6 番 6 号	福田 秀夫	〃	〃 〃 3、31
〃	〃	代表者	水谷 公威	水谷 公威	福田 秀夫	〃	〃 〃 4、9
やないの未来	細川 裕司	代表者	やないの未来	柳井市東土手 13 番 33 号	柳井市姫田 1 番 2 号	〃	〃 〃 3

山口県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和六年五月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
国分ひとし後援会	國分 整	國分 浩子	萩市大字土原508の1	令和6年2月15日
新谷和彦後援会	長富 光造	吉田 順一	〃 大字唐櫃町69の20	〃 4、4
萩の明るい未来	國分 整	國分 浩子	〃 大字土原508の1	〃 2、15

山口県選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和六年五月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金名称	管理団体	代表者の氏名(指定期限)	考(定)日
生野 美輪	防府市議会	しようのみわを励ます会	防府市国衛 / 丁目3番5号	生野 美輪	令和6年4月23日
野田 陽志	衆議院議員	のだきよし政策研究会	山口市平井/311の15	野田 陽志	〃 〃



公告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和六年五月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項
 - 次に掲げる物品等の購入
 - (一) 物品等の名称及び数量
交通信号灯器 六八九台
 - (二) 物品等の特質等
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
令和六年九月十三日
 - (四) 納入場所
契約担当者が指定する場所
- 二 入札参加資格
 - 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
 - (二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第七十九号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和六年山口県告示第三十七号）に基づく資格審査において、電気通信機器について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。
 - (四) 令和六年五月三十一日から同年七月十二日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所

令和六年三月二十九日山口県規則第三十八号（指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則）

ページ	九	行	誤	正
段	上	左から一	「及び第三項並びに」を「並びに」	「第四。第一。項及び第三項並びに」を「第四。第一。項並びに」
行	六		次条第一項	次条第一項と読み替える。
行	九		共生型児童発達支援プログラム	共生型児童発達支援プログラムと読み替える。

令和六年三月二十九日山口県訓令第四号（知事が取り扱う公文書の管理に関する規程）

ページ	四	行	誤	正
段	下	一六（一七）	場合起案用紙	場合。起案用紙
行		左から一四（一五）	とき当該情報処理システム	とき。当該情報処理システム

令和六年三月二十九日山口県教育委員会訓令第一号（山口県教育委員会が取り扱う公文書の管理に関する規程）

ページ	四	行	誤	正
段	下	一二（一三）	場合起案用紙	場合。起案用紙
行		一六（一七）	とき当該情報処理システム	とき。当該情報処理システム

令和六年五月三十一日印刷
令和六年五月三十一日発行

発行人

山口県知事